

令和5年11月16日  
(2023年)

令和5年秋季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員の令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.2月とし、12月8日に支給する。  
また、暫定再任用職員の令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.15月とし、12月8日に支給する。
- 2 定年前職員及び暫定再任用職員の給与改定については、令和5年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて実施を予定しているが、国家公務員の給与改定に係る法案が審議中のため、現時点での回答はできない。
- 3 初任給基準の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の基準が国家公務員に準拠したものであり、見直すことはできない。引き続き検討する。
- 4 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、見直すことはできない。引き続き検討する。
- 5 子の短期看護休暇の取得要件に「感染症の予防上必要があるときの学校の臨時休業により子の世話をを行うとき」を加える。  
会計年度任用職員についても同様とする。
- 6 勤務間インターバル制度については、国家公務員及び近隣市の動向を注視しながら、検討を行う。
- 7 年次休暇について、5日以上取得ができていない職員が存在する状況に対して、全ての職員の最低5日取得に向けて、最大限努力するよう周知徹底する。
- 8 災害時にやむを得ず、通常の通勤経路と異なる経路で出勤・退勤した時の実費弁償については、関係所管で引き続き検討を進める。
- 9 会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当の支給月数については、条例どおり1.25月とし、12月8日に支給する。
- 10 令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。

- 1 1 常勤職員の給与改定に伴う会計年度任用職員の給与改定の時期について、総務省通知は重く受け止めているが、本市の改定のあり方等を踏まえると、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 1 2 会計年度任用職員の時差勤務について、1日の勤務時間が7時間45分の職員をその対象とする。
- 1 3 令和6年度以降、会計年度任用職員の経験加算については、新たに任用する日の3年前の属する年度の初日の前日以降に同一所属同一職種で任用されていた場合、経験年数が引き続いたものとして加算の対象とする。